

令和5年4月28日

山 中 理 司 様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公関係
(代表03-3580-4111 (内線2036))

行政文書開示請求について (意思確認)

標記について、下記のとおり確認を求めますので、本年5月8日(月)までに回答願います。

記

- 1 行政文書開示請求書の日付
令和5年4月12日(水)
- 2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付
令和5年4月17日(月)
- 3 行政文書開示請求書に記載された請求内容
副検事全員の氏名、現職発令日及び現職が書いてある名簿(最新版)
- 4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項について
行政文書開示請求書に、上記3のとおり記載されたことについて、法務省本省においては、以下の行政文書を保有しています。

副検事名簿(令和5年4月1日現在)

同文書には、作成日時点において在職する副検事の氏名、勤務庁発令日及び勤務庁名が記載されているところ、上記3記載の請求内容にある「現職発令日」及び「現職」は記載されておられません。

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるかにつき回答願います。

- 5 開示請求手数料等について
上記4に記載されている行政文書の開示を請求される場合、開示請求件数は1件、開示請求手数料は300円となります。

現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙300円分を受領していますので、過不足はありません。

なお、本件開示請求を取り下げられる場合は、本件開示請求書及び300円分の収入印紙を返戻いたします。